

高張力鋼の材料係数に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編, CS 編及び P 編
鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

高張力鋼の材料係数に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 S4 (Rev.3) には, 高張力鋼の材料係数が規定されている。このうち, YP40 鋼の材料係数について, 一部の船級規則において取り扱いに差異があった。

このことから, IACS は, 当該材料係数について統一的な取り扱いとなるよう検討を行い, 2017 年 4 月に IACS 統一規則 S4 (Rev.4) として採択した。

このため, IACS 統一規則 S4 (Rev.4) に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

YP40 鋼の材料係数の取り扱いを追記した。

改正条項

鋼船規則 C 編 1.1.7
鋼船規則 CS 編 1.3.1
鋼船規則 P 編 表 P2.2
鋼船規則検査要領 C 編 C6.1.1, 附属書 C1.1.7-1.